

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公開番号】特開2008-2469(P2008-2469A)

【公開日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-001

【出願番号】特願2007-162153(P2007-162153)

【国際特許分類】

F 04 D 29/56 (2006.01)

F 01 D 17/16 (2006.01)

【F I】

F 04 D 29/56 D

F 04 D 29/56 C

F 01 D 17/16 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年4月9日(2012.4.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

本発明によれば、この目的は、ターボ機械のケーシングの中ぐりに取り付けられた、ターボ機械の可変ピッチステータ翼のピボット用の軸受により達せられ、軸受は、前記ピボットに固定される内側ブッシングと、前記中ぐりに固定される外側ブッシングとを含み、内側ブッシングと外側ブッシングとの間に挿入されたエラストマー材料により、軸を中心として翼を回転可能にし、また、この軸に垂直に少なくとも部分的にピボットのたわみを吸収可能にする。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

ピボットは、プラットフォーム13の端部にある軸受4と、ロッド19の端部にある軸受20とにより支持される。図では羽根を省いてある。本発明は、軸受20に関する。この軸受は、ケーシング3の中ぐりに縫り嵌めされる外側ブッシング21からなる。従って、外側ブッシングは円筒形であり、中ぐりの外縁に載置する横方向のフランジ21Aを備えている。このフランジは、ケーシングと、ロッド19との間に挿入される。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

互いに軸方向にわずかな間隔を置いて配置された2個の円筒要素22A、22Bからなる内側ブッシング22は、ピボット14に縫り嵌めされる。この内側ブッシングは、外側ブッシング21と同じ長さで軸方向に延びている。